

伊勢原市公式インスタグラムアカウント運用ポリシー

1 運営主体

伊勢原市企画部広報戦略課

2 アカウント情報

(1) ユーザーネーム : isehara_biyori

(2) アカウント名 : 伊勢原びより

(3) アカウント URL : https://www.instagram.com/isehara_biyori/

3 目的

伊勢原市の風景・自然、観光地、ロケ地、土産品、イベント、グルメ、暮らし等に関する情報を発信し、多様な市の魅力を市内外の人に伝えることで、伊勢原市の認知度・イメージ向上を図ることを目的とします。

4 運用について

- (1) 原則、本アカウントへのコメントやダイレクトメッセージに対する返信、フォローバックは行いませんので、あらかじめご了承ください。ただし、投稿内容やキャンペーンに関する事等で運営主体が必要と認める場合には、返信や「いいね」等のアクションを行うことがあります。
- (2) 本アカウントでは、市の行政施策に関する意見、提案、質問は取り扱いません。市ホームページの「わたしの提案」、「市へのお問い合わせ」を利用されるか、直接担当課までお問い合わせください。

5 禁止事項

運営主体である市以外の第三者により、次に該当する行為やコメントがあった場合は、予告なく削除やアカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治や選挙、宗教活動またはこれらに類似する内容
- (4) 市又は第三者の知的所有権及び知的財産権（著作権、商標権、肖像権など）を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含むもの

- (12) 本アカウントが発信する内容の一部または全部を改変するもの
- (13) インスタグラムの利用規約に反するもの
- (14) その他市が不適切と判断した内容

6 著作権

本アカウントに掲載されている情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は、本市あるいは本市以外の原権利者に帰属します。私的使用又は引用等の著作権法上認められている行為を除き、無断で転載等を行うことはできません。ただし、インスタグラムのページ上で「シェア」を行う場合や、インターフェイスが連携している他メディアへの情報の掲載等を行う場合については、この限りではありません。

7 個人情報の取り扱いについて

本市が本アカウントの運用により取得した個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切に取り扱います。

8 その他、免責事項等

- (1) 一般の皆様は、伊勢原市をより身近に感じてもらうことを大切にするため、一部くだけた表現で投稿する場合があります。
- (2) 本市は、利用者が本アカウント及び本アカウントをご利用の第三者の情報等を利用することにより生じた不慮の損害や不利益などについて、責任を負いません。
- (3) 本アカウントへの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性・完全性・有用性について保証するものではありません。
- (4) 本アカウントで紹介する事業者や店舗、商品やサービス等の内容は、市が推薦・保証するものではありません。また、紹介する内容については、サービスや事業内容等の全てを網羅するものではありません。
- (5) 本アカウントに掲載される情報は、本市が発信するものですが、インスタグラムそのものの運営・管理は委託先が行っているため、予め以下の点をご了承いただき、ご利用ください。
 - ・本アカウント上に、本市が発信する情報以外に、本市と無関係の広告などが表示されることがあります。
 - ・予告なしにシステムが停止する可能性や、仕様が変更となることがあります。
- (6) 利用者のインターネット接続環境等によっては、本アカウント内の情報を正常に利用できない場合があります。
- (7) 本市は、予告なく本運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、運用を中止する場合があります。

9 掲載事業者・店舗等について

- (1) 本アカウントで紹介する事業者・店舗等は、第3項に掲げる目的に基づいて行うものであり、特定の事業者等の営業支援や利益供与を目的とするものではありません。
- (2) 掲載事業者等の選定は、別途定める基準に基づいて行っていますが、市内すべての事業者を網羅するものではありません。
- (3) 次に該当する事業者・店舗等は掲載しません。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員、その他の反社会的勢力に関係する事業者
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
 - ・タバコの販売等に関するもの
 - ・ギャンブルに係るもの（公営競技及び宝くじを除く）
 - ・貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
 - ・特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引。ただし、通信販売に関しては、特定商取引に関する法律第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。
 - ・法律に定めのない医療類似行為を行う者
 - ・占い又は運勢判断に関する事業を提供する者
 - ・調査会社、探偵事務所、興信所等
 - ・免許や認可等を必要とする事業を営む場合に、その免許や認可等を受けていない者
 - ・公的機関又は行政機関から入札参加停止等を受けている者
 - ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の者
 - ・市税を滞納している者
 - ・社会的な事件又は問題を引き起こしている業種又は団体
 - ・その他、市が不適切と判断する事業者
- (4) 掲載後に法令違反や重大な問題が判明した場合は、予告なく掲載を停止または削除することがあります。
- (5) 政治的利用を防止するため、選挙期間中やその前後において、候補者に関する事業者・店舗等の掲載を行わない、または予告なく掲載を停止または削除する場合があります。